

内部監査体制に係る基本方針

当組合は、法令や組合諸規定に基づき、業務の適切性や効率性を検証し、不正を未然に防止し、業務活動の継続的な改善向上を図るために、

「内部監査規程」および「内部監査マニュアル」を制定し、理事長が任命する「内部監査実施者」による監査を定期的に実施します。

また、員外利用率については毎月一度調査をし、常に法令に定める100分の20の範囲内になるよう厳守します。

監査結果については、理事長および理事会に報告し、課題や問題点などがあれば、必要な業務改善が完了するまで継続的なフォローアップを行います。

監事とも情報や意見を交換するとともに、コンプライアンス委員会をはじめとする重要な会議に参加することにより、総合的なモニタリング態勢を構築します。